

平成27年度区外施設定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査対象施設

目黒区興津自然学園

2 監査対象部局

教育委員会

3 監査の主眼点

- (1) 施設の管理及び運営は適切に行われているか。
- (2) 財産・物品の管理は適切に行われているか。

4 監査実施日

平成27年7月13日（月）

5 監査の方法

目黒区興津自然学園において、監査委員による説明聴取等の方法により監査を実施した。

第2 監査の結果

1 指摘事項

施設の管理及び運営等はおおむね適切に行われており、指摘する事項は特に認められなかった。

2 意見・要望

興津自然学園では、平成22年8月から、主に区立小学校4年生及び6年生を対象とした自然宿泊体験教室事業を実施し、豊かな自然環境を生かした体験活動等の場として、平成26年度には2,504名の児童が利用している。また、東日本大震災発生時には、近隣住民の避難場所として約150名の避難者を受け入れる等、地域において一定の役割を果たしており、昨年度からは勝浦市と津波等発生時における緊急一時避難施設の協定を締結する方向で検討を進めている。

そこで、今年度の区外施設定期監査の結果として、以下の3点について、意見・要望を述べることとする。

(1) 施設の有効活用について

区有施設については、効率的・効果的に使用していく必要がある。教育指導課

が各小学校長宛てに通知した「平成26年度実施日程のスケジューリングについて」（平成25年9月19日付け目教指第4719号「平成26年度小学校自然宿泊体験教室の実施日程調整に係る希望調査について（通知）」の別紙1）においては、学校の施設利用に当たっては、原則として、中規模（当該学年が3クラス）以上の学校は単独利用とし、小規模（当該学年が2クラス以下）の学校は、2校での合同利用（2校連合）として実施することとされている。

施設の利用定員は190名であり、そのうち児童が使用する宿泊室の定員は南棟・北棟で各80名、合計160名となっている。

しかしながら、26年度の利用実績をみると、1校のみの利用及び2校連合での利用において、80名を超えて利用したのは、4年生では、18日程中7日程であり、6年生では、15日程中7日程（特別支援学級の利用を含む）、全体で33日程中14日程と4割程度に止まっており、施設規模的には、1棟のみの利用で足りると思われる状況が多く見受けられる。体験プログラムの実施や食事等への対応についても、食堂兼学習室が3室あることから、それらを活用すること等により、効率的な運用が可能になると考えられる。

学校行事の都合等により、日程編成に制約があることは理解するが、自然宿泊体験教室事業全体の効率的・効果的な運営を図る観点も含め、2校利用を上限とするのではなく、組合せによっては3校以上の編成も可能とするなど、より効率的・効果的な施設利用を図られたい。

(2) 目的外使用の促進について

本施設は、7月から8月の夏季休業及び1月から3月等、学校の利用がない時期があり、施設の有効活用の面から、一般の目的外使用を促進する必要がある。

目的外使用については、平成24年度に目黒区興津自然学園宿泊室の目的外使用許可の手続等に関する要綱を定め、これに基づき実施しているが、平成26年度の実績は1組20名のみであった。要綱では、使用を許可することができる場合を定めているが、レクリエーションを目的とする使用が含まれておらず、また、行政目的以外での利用を区の区域内に所在する団体に限定していること等の制約が多いものとなっている。目的外使用の促進を図るための工夫や、必要に応じて要綱の見直しを検討されたい。

(3) 崖及び斜面の保守管理について

本施設は高台にあり、周囲を崖及び斜面に囲まれ、崖のすぐ下には民家が存在している。区では、崖の調査を毎年行い、必要に応じて法面の補強や斜面の補修工事を行っている。しかし、興津健康学園開設時に建設した擁壁部分もあり、崩れ等が発生しないよう十分な注意を払う必要がある。今後の区有施設の見直しの検討も見据えながら、施設課等と連携し、計画的に補強工事を行う等、適切な保守管理に努められたい。

以 上